

令和8年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

広島県教職員の退職手当の概要について

広島県教育委員会職員給与室

広島県教職員の退職手当の概要について

- 1 退職手当の概要
- 2 提出書類などの事務手続

1 退職手当の概要 退職手当の支給対象者

項目	支給対象者
在職期間	6 月以上 （任用日の属する月～退職日の属する月の月数）
該当者	地方公務員法第 3 条第 2 項に規定する常勤の一般職職員
	市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員

1 退職手当の概要 退職手当額の計算方法

$$\text{基本額（退職日の給料月額} \times \text{支給割合）} + \text{調整額} = \text{退職手当額}$$

基本額	退職日の給料	教職調整額、教育職 3 級、4 級の給料に加算する額、給料の調整額を含む。
(注)	支給割合	退職事由及び勤続期間に応じた割合（別表 1 参照）。
調整額		在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第 1 号区分～第 9 号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額を合計した額（別表 3 参照）。

※ 職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、7 割水準の給料月額となる場合、その者に対する退職手当の基本額は、次により計算された額とする。

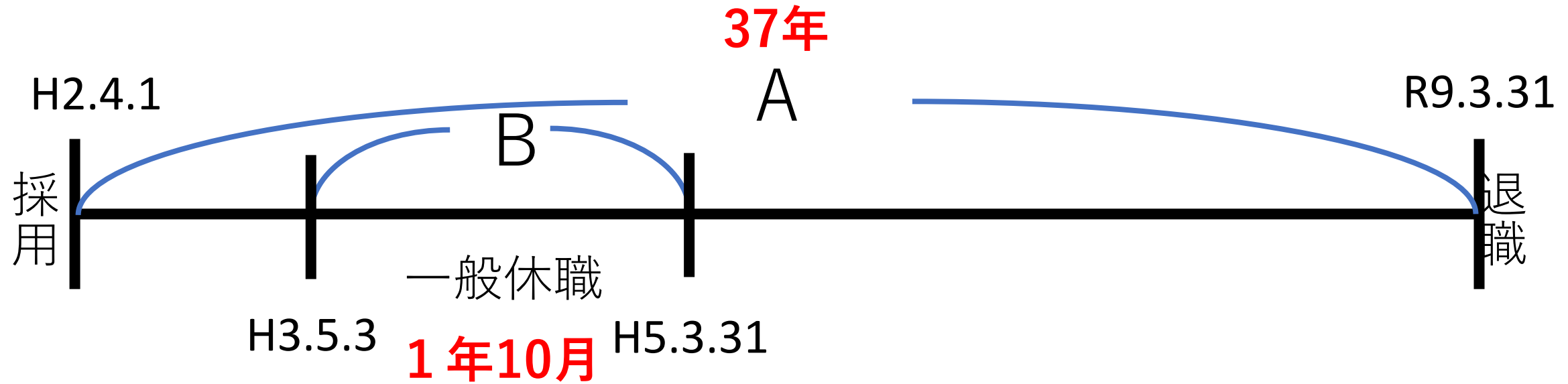
特定減額前給料月額 × 減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合

+ 退職日給料月額 × (退職日までの勤続年数に応じた支給割合 - 減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合)

※特定減額前給料月額 … 特定日前の給料月額のうち最も高かった給料月額

※退職日給料月額 … 退職日の給料月額(7割水準の給料月額) + 管理監督職勤務上限年齢調整額

1 退職手当の概要 勤続期間の計算



$$\text{勤続期間} = A - B / 2$$

$$(\text{36年} \times) = \text{37年} - \text{11月}$$

※ 1年未満端数切捨て

1 退職手当の概要 支給割合

退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

勤続年数	3条		4条		5条		6条の5
	一項	二項	一項	一項	一項	一項 二項	一項 二項
	自己都合(20年以上)	自己都合(19年以下)	定年・応募認定退職(1号)・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等(11年未満)	公務外傷病(通勤災害傷病を除く)	定年・応募認定退職(1号)・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等(11年以上25年未満)	整理・応募認定退職(2号)・公務上死亡・公務上傷病	定年・応募認定退職(1号)・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等(25年以上)
1	0.5022		0.837	0.837		1.2555	2.7 × a (1年未満)
2	1.0044		1.674	1.674		2.511	3.6 × a
3	1.5066		2.511	2.511		3.7665	4.5 × a
4	2.0088		3.348	3.348		5.022	5.4 × a
5	2.511		4.185	4.185		6.2775	5.4 × a
34	39.7591			39.7591		47.709	47.709
35	39.7575			39.7575		47.709	47.709
36	40.7619			40.7619		//	//
37	41.7663			41.7663		//	//
38	42.7707			42.7707		//	//

1 退職手当の概要 調整額

調整額	在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第1号区分～第9号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額。
-----	--

退職手当の調整額		教育職給料表(二)・(ロ) 教育職給料表(三)・(イ)	期末手当 加算割合
区分	月額(円)	H28. 4. 1 以降	
第6号	32,500	○3級（第5号区分が適用される職員以外の職員） ○特2級（大卒22年以上の経験年数を有する職員） ○2級（大卒29年以上の経験年数を有する職員）	10%
第7号	27,100	○特2級（大卒15年以上の経験年数を有する職員） ○2級（大卒22年以上の経験年数を有する職員）	

(別表3 一部抜粋)

1 退職手当の概要 退職手当から控除される金額

退職手当額 A					
所得税 B	市町村民税 C	県民税 D	住民税 E	一括徴収の 貸付金の 未償還元利金 F	口座振込額 G

$$G = A - (B \sim F \text{ の合計})$$

2 提出書類などの事務手続

広島県電子申請システムを用いて、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」兼「退職手当受給調書」を提出していただきます。

回答先のURLは所属から退職予定者にお知らせします。



2 提出書類などの事務手続

口座振込で気を付けること

- ・本人名義以外のものを使用しない。
- ・振込口座の名義変更、解約は絶対に行わない。
- ・休眠口座を使用しない。

※申請後に、住所氏名が変更になった場合や口座の解約等を行った場合には、必ず職員給与室へ速やかに連絡をしてください。

2 提出書類などの事務手続

退職手当の支給	支給日（予定）
原則	令和9年4月19日（月）
提出書類が間に合わなかった場合等	令和9年4月末日までに

※退職手当計算（明細）書・源泉徴収票は、
簡易書留で退職後の住所に郵送

退職手当の書類に関する照会先

- ・ **県教育委員会事務局・県立学校**

【担当】 県教育委員会事務局管理部教職員課
職員給与室**給与第一係**

【電話】 0 8 2 - 5 1 3 - 5 0 0 1

- ・ **市町立の所属**

【担当】 県教育委員会事務局管理部教職員課
職員給与室**給与第二係**

【電話】 0 8 2 - 5 1 3 - 5 0 0 3